

内閣参質一六四第一号

平成十八年二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千 景殿

参議院議員福島みずほ君提出国際人権条約に対する日本政府の定期報告書提出に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出国際人権条約に対する日本政府の定期報告書提出に関する質問に対する

答弁書

一から三までについて

御指摘の市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第七号）の第五回政府報告書並びにあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（平成七年条約第二十六号）の第三回及び第四回政府報告書に関しては、現在、鋭意作成の作業を進めており、引き続き関係府省庁との協議や関係方面との意見交換を行いながら、できる限り早期に提出するよう取り組んでいるところである。

これらの政府報告書及び拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（平成十一年条約第六号）の政府報告書については、関係する府省庁が多岐にわたり、また、作業も膨大なものであることが、作成に時間を要し、提出が期限を超えて行われる原因となっている。

政府としては、一層の努力を傾注して、これらの条約の政府報告書の早期提出に努めてまいりたい。

